

# 農林水産省新型インフルエンザ対策本部の設置について

平成21年4月28日

農 林 水 産 省

## 1 趣旨

世界各国で人から人への効率的な感染が確認され、WHOにおいて、本日、「フェーズ4」宣言がなされ、同日、政府に「新型インフルエンザ対策本部」(以下「政府対策本部」という。)が設置されたところである。これを踏まえ、各種の事態への対処のために必要な対応について迅速な意志決定を図るため、石破農林水産大臣を本部長とし、農林水産省の関係部局等より構成する「農林水産省新型インフルエンザ対策本部」(以下「省対策本部」という。)を設置する。

## 2 省対策本部の構成

(1) 対策本部の構成員は、次のとおりとする。本部長は、必要に応じて、構成員を追加することができる。

本部長	石破農林水産大臣
本部長代理	両副大臣
副本部長	両大臣政務官
構成員	事務次官、農林水産審議官、官房長、大臣官房総括審議官、大臣官房総括審議官(国際)、大臣官房技術総括審議官、統計部長、総合食料局長、消費・安全局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官
事務局	大臣官房食料安全保障課

(2) 対策本部の庶務は、大臣官房食料安全保障課において処理する。

(3) フェーズが改善した等の場合には、対策本部を廃止する。

## 3 取組事項

対策本部は、以下の事項に取り組むものとする。

(1) 農林水産省における新型インフルエンザ対策に関すること

(2) その他